

令和3年度第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会会議録

- 1 招集日時 令和4年1月28日（金） 午後1時30分
- 2 招集場所 龍ヶ崎市役所5階 第一委員会室
- 3 出席委員 井出晃哉，吉岡隆久，後藤正富，山田實，杉田直史，稲見洋二，
吉田瑞枝，山根芳文，滝沢忍
- 4 欠席委員 坂本昂嗣，本橋哲也
- 5 付議事件 別紙のとおり
- 6 開会時刻 午後1時30分
- 7 本委員会の事務局 大貫勝彦総務部長，梁取忍法制総務課長，
小林祐子法制総務課主査

(1) 開会

司会（梁取）

本日はご多忙の中，ご出席をいただきまして，ありがとうございます。定刻となりましたので，ただいまより，第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会を開催いたします。

本日司会を務めます法制総務課の梁取と申します。よろしくお願いたします。

本来であれば，萩原市長出席のもと，直接交付させていただくところですが，あいにく他の公務により不在となります。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，大変失礼ではございますが，手渡しによる交付を取りやめ，委員の方々の席に委嘱状を置かせていただきましたので，ご理解いただければと思います。

(2) あいさつ

大貫総務部長

委員の皆様，改めまして，総務部長の大貫でございます。本来であれば，萩原市長がご挨拶申し上げるところでございますが，他の公務により不在としているため，代わりにご挨拶申し上げます。

本日は，龍ヶ崎市政治倫理調査委員会委嘱状交付式並びに第一回の会議にお忙しい中，お集まりをいただきまして，ありがとうございます。

詳細については，この後，事務局から説明がありますが，龍ヶ崎市政治倫理調査委員会は，市の特別職である，市長，副市長，教育長および市議会議員の政治倫理に関する事項を調査するための機関であります。市の特別職および市議会議員は，市民全体の奉仕者であることを自覚し，龍ヶ崎市民や企業・団体等の厳粛な信託にこたえるため，龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例に規定する基準をもとに，襟を正していかなければなりません。したがって，市民の方に疑いを抱かれるようなこと自体が，あってはならないことですが，

万が一、そのような疑いを持たれてしまった場合には、市民の方からの調査請求が提出されることとなります。この調査請求があった際に、この委員会において、調査および審議をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

(3) 委員及び事務局の紹介

司会（梁取） 委員及び事務局の紹介を行う。

(4) 委員長・副委員長選出

司会（梁取） 議事に入る前に、事務局から報告をさせていただきます。

本日の委員会は、委員11名のうち、9名の委員が出席されています。龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例施行規則第9条第2項の「委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない」との規定を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、委員長及び副委員長の選出に移りたいと思います。

会議の議長は、委員長が務めることとされておりますが、新しい委員長が選出されるまでの間、前委員長の井出委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

井出仮議長 それでは、ご指名ですので、仮議長を務めたいと思います。

次第の4番目であります、委員長の選出を行います。どなたかご推薦等はございませんか。

（推薦等なし）

とくにご意見等がなければ、事務局から何か提案はありませんか。

司会（梁取） よろしければ、前任期から引き続き、井出委員に委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

井出仮議長 ただいま事務局から私に委員長をとのお話をいただきましたが、これについて何かご意見等はございますか。

（異議なし）

井出議長 それでは、異議がないようですので、委員長を引き受けたいと思います。改めてよろしくお願い致します。

次第に従いまして、続いて副委員長の選出を行います。副委員長

につきましても委員の互選によるとなっておりますが、よろしければ委員長に一任いただけますか。

(異議なし)

井出議長 それでは、副委員長は市民代表の委員である山根委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

井出議長 それでは、提案のとおり山根委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

井出議長 委員長、副委員長の選出が終わりましたので、次第の5番目、「政治倫理調査委員会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

(5) 政治倫理調査委員会の概要（条例及び規則の概要）について

事務局（小林） それでは、よろしくお願いたします。

お手元の資料でございますが、委員会の概要、政治倫理に関する条例及び規則を掲載させていただきました。5ページ以降にあります条例と規則の細かい内容につきましては、後ほど、ゆっくりとご一読いただければと思います。

それでは、この場では、1ページから4ページに、委員会の概要といたしまして、条例及び規則から、要点を抜粋しております。これを、ご説明させていただきます。

まず、政治倫理調査委員会につきましては、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、その品位と名誉を損なうような行為をしたり、職務に関連して、疑惑を持たれるような行為をした場合に、市民から調査請求が出されることがあります。この際、市長の求めに応じ調査をする機関であります。

条例第7条に 調査委員会が位置づけられております。委員数は11名で、任期は2年です。その構成につきましては、司法及び会計に知識を有する方が4名、選挙権を有する市民の方が7名と規定されております。

次に、条例第8条の調査請求権であります。どのようなときに、この調査請求が出されるのか、ですが、市長等又は議員が、条例第2条の「政治倫理基準」、第3条の「契約等に関する遵守事項」、第4条の「指定管理者の指定辞退」の規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民は、市長又は議長に対し、調査請求をすることができるとされています。その要件として、市民100人以上の

署名に、違反を証する資料を添えて請求することができる」と規定されております。委員会は、この請求が市長又は議長に提出され、市長から調査を求められたときに調査活動を行います。

参考ですが、この条例が制定されてから現在まで、調査請求権に基づいて請求が出された事例はありませんでした。

次に、条例第2条から4条の遵守事項及び禁止事項であります。

まず、条例第2条、政治倫理基準であります。市長等及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政にかかわる責務を自覚し、遵守しなければならない政治倫理基準として、次の8項目が規定されております。

1つ目としまして、市民の信託にこたえ、全体の奉仕者であることを自覚し、品位と名誉を損なうような行為やその職務に関して疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2つ目としまして、市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、社会的通念を逸脱するような金品の授受をしてはならないこと。

3つ目としまして、市等（この中には、市が構成団体となっている一部事務組合や、市が出資している公社や公益法人を含みます。）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品契約に関して特定の業者を推薦したり、紹介するなどといった有利な取り計らいをしないこと。

4つ目としまして、市等への許認可の申請に関して便宜を図らないこと。

5つ目としまして市職員に圧力をかけて、公正な職務の執行を妨げないこと。

6番目として、職員の採用に関して推薦や紹介をしないこと。

7番目として、これは、議員のみですが、職員の昇格や異動に関して推薦又は紹介をしないこと。市長等は、職員を昇格させ、又は異動させることは、通常の職務権限の範囲内ですので、これは議員に関してのみ適用されることになっております。

最後に、企業や団体等から道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とすると規定されております。

次に、条例第3条、契約等に関する遵守事項では、本人、配偶者、2親等以内の親族若しくは同居の親族が関与する企業は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等に対し、地方自治法の趣旨に則り、各種の契約並びに下請工事を辞退しなければならない、と規定されております。ただし、明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合は、この限りではない、とされております。

この「関与する企業」というのは、どういうものかにつきまして

は、規則第2条第2項で、具体的に定められています。役員をしている企業・3分の1以上出資している企業・年200万円以上の報酬を受けている企業、実質的に支配力を及ぼしている企業ということになります。

次に、条例第4条の指定管理者の指定辞退につきましても、第3条と同様の趣旨であります。

市長等及び議員は条例第2条、第3条及び第4条の規定に違反してはならず、違反の疑いがあると認められるときは、市民は調査請求をすることができる、と先ほどご説明いたしました。それらの規定に違反していないかどうかについて、資料の3ページ後半から4ページにかけて記載があります「報告すべき事項」を、市長等及び議員は、毎年、報告しなければならないこととなっております。これは規則の第3条から第5条に規定されております。報告すべき事項につきましては、本人、配偶者、2親等以内の親族及び同居の親族が企業の役員、市から補助金、負担金及び交付金を受けている団体の役員である場合、また、市長等及び議員の所得税及び地方税の納付状況についてとなっております。報告書類は、兼業等報告書、所得税納付状況等報告書、役職員等報告書でございます。

なお、所得税納付状況等報告書につきましては、市民が閲覧を請求することができることになっております。

以上が、簡単ではありますが、条例と規則のポイントをまとめたものであります。説明は以上であります。

井出議長

ただいま事務局から説明のありました当委員会の概要について、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問なし)

(6) その他

(7) 閉会

井出議長

他にないようでしたら、本日の委員会の議事等は以上でございます。これをもちまして、令和3年度第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会を閉会いたします。